

佐野市立〇〇〇〇学校保護者 様



佐野市小中義務教育学校PTA連絡協議会長  
佐野市教育委員会教育長  
佐野市立小・中学校長会長  
佐野市立〇〇〇〇学校長  
佐野警察署長

山越智行  
津布久貞夫  
須藤誠治  
〇〇〇〇  
三森義功

## 佐野市の子供たちを守り、育てるために、 スマートフォン・携帯電話等の利用のルールとマナーについて 家庭でしっかりと話し合しましょう。



スマートフォンや携帯電話等、インターネットを「安全・安心・適切」に利用できる子供たちを育てましょう。

スマートフォン、携帯電話、タブレット、ゲーム機など、様々な機器がインターネットにつながっており、どれもネット依存やネットトラブルの原因となる可能性があります。

子供たちが正しい知識を身に付け、スマートフォン・携帯電話等を適切に利用できるように、また、インターネットトラブルから子供たちを守るように以下の点について御理解と御協力をお願いします。

### 保護者ができる6つのポイント

- 1 家庭のルールを子供と一緒に作りましょう。
- 2 率先してマナーを守り、よい手本になりましょう。
- 3 フィルタリングや時間管理等のペアレンタルコントロールで安全な利用環境を整えましょう。
- 4 子供の利用状況を確認しましょう。
- 5 家庭で作ったルールが守られているか確認しましょう。
- 6 保護者も学び、インターネット等の知識を深めましょう。

※ フィルタリング…インターネットで閲覧できる内容を制限すること

※ ペアレンタルコントロール…情報通信機器の利用方法を、保護者が監視・制限する取組のこと

★ スマートフォンや携帯電話等の管理責任は購入した「保護者」にあります。

**契約者は「保護者」**

**子供を守る主体は「保護者」**

# 家庭でスマホや携帯電話等のルールを作りましょう！

## ◆ ルール作りのポイント ◆

- ①スマホ等の危険性について子供と共有し、ルール作りの必要性を確認しましょう。
- ②一方的なルールにならないよう、必ず子供と話し合って決めましょう。
- ③ルールは決めて終わりではなく、しっかり守られているか、定期的に確認しましょう。

ルールを決めた後、この用紙をよく見るところに掲示しましょう。



## わが家のルール

### 《家族との時間を大切にするために》

- ゲームとネットを合わせて、使ってよいのは1日 \_\_\_\_\_ 時間までにする。(学習以外)
- 食事中、入浴中、夜 \_\_\_\_\_ 時以降は使わない。
- 使ってよい場所は、 \_\_\_\_\_。
- 使う目的をはっきりさせてから使用する。(だらだら使用しない。)



### 《危険から自分を守るために》

- 名前、住所、写真等、個人が分かるような情報を掲載しない。
- ネットで知り合った人と会わない。
- トラブルや不安なことがあれば、すぐに家族、学校、相談窓口相談する。

### 《やり取りをする相手を大切にするために》

- メールやLINEは \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分までにする。
- 友達と使用時間等のルールについて確認するなど、互いにマナーを守る。
- うわさや悪口を広めたり、人のいやがることを書き込んだりしない。
- 友達の画像や動画を掲載しない。

★ルールが守れるよう、声をかけたり、ほめたりしましょう。

★子供の成長や生活リズム等の変化に合わせて、ルールを見直しましょう。

★その他のルール

## 困ったときは、相談しよう

## ◆ 相談窓口一覧 ◆

○24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)

☎ 0120-0-78310

※毎日24時間対応しています。

○佐野市教育センター 教育相談専用電話

☎ 0283-20-3048

※様々な悩みや困りごとに対応しています。

○子どもの人権110番(法務局)

☎ 0120-007-110

※月～金曜日の8時30分～17時15分につながります。

○ヤングテレホン(栃木県警察)

☎ 0120-87-4152

※月～金曜日の9時～16時につながります。

※☎#9110でも最寄りの警察の相談窓口につながります。

○「まもろうよ こころ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

※電話やチャットなど、いろいろな相談窓口を紹介しています。

○チャイルドライン

(NPO法人チャイルドライン支援センター)

☎ 0120-99-7777

※毎日16時～21時につながります。

OSNS 相談@とちぎ2023(対象生徒(中学生)にQRコード付き周知カードを配布しました。スマートフォン等を用いてQRコードを読み込むことで登録を行い、LINEを使って相談ができます。)

【相談期間】令和6年3月31日(日)まで 毎週日曜日 18時～21時

(次の期間は毎日受付) 8月18日(金)～27日(日)、9月1日(金)～3日(日)、令和6年1月5日(金)～8日(月)、令和6年1月12日(金)～14日(日)